法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十五号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第一条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の八を附則第八条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定業務に係る施設の整備に要する費用についての都道府県の負担）

第八条の十　特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、当該政令で定める施設が存する都道府県が、その三分の一以内を負担する。

2　前項の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、センターと当該都道府県とが協議して定める。

3　前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、文部科学大臣が裁定する。この場合において、文部科学大臣は、当事者の意見を聴かなければならない。

附則中第八条の七を第八条の八とし、第八条の六を第八条の七とし、第八条の五を第八条の六とする。

附則第八条の四第二項中「附則第八条の四第一項」を「附則第八条の五第一項」に改め、同条を附則第八条の五とし、附則第八条の三の次に次の一条を加える。

（平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例）

第八条の四　センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二条並びに前条第一項の規定の適用については、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」と、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項及び附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四第一項」と、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する投票法第二十一条第五項及び第二十二条中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四の規定により読み替えて適用するセンター法附則第八条の二第一項」と、前条第一項中「前条第一項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用する前条第一項」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正）

第二条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の使途の特例）

4　センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　馳　浩

内閣総理大臣　安倍　晋三

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十六号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十五条」に、「第二十一条―第二十四条」を「第二十六条―第二十九条」に、「第二十五条」を「第三十条」に改める。

第一条中「増大している」を「増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつある」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「共同して」を削る。

第二条第二号中「特定流通業務施設を中核として」を「二以上の者が連携して」に改め、「集約」の下に「、効率性の高い輸送手段の選択」を、「資する」の下に「とともに、流通業務の省力化を伴う」を加え、同条第三号中「仕分及び搬送の自動化等荷さばき」を「搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムその他の輸送」に改め、「、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム」を削り、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、同号の前に次の六号を加える。

十　貨物軽自動車運送事業　貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。

十一　貨物運送一般旅客定期航路事業　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）のうち貨物の運送を行うものをいう。

十二　貨物鉄道事業　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。

十三　貨物軌道事業　軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十四　トラックターミナル事業　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。

十五　倉庫業　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。